

平成29年鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号）						
平成29年 9月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年 9月14日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年 9月14日 午後3時33分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
会議録署名 議員	4	宇田川 亮		5	竹内利一	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月14日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第44号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第45号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第46号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第48号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第49号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第50号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第51号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第52号 平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第53号 平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 議案第54号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第55号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第56号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第57号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第58号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第59号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第60号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第61号 平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第18 議案第62号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第73工区)
請負契約の締結
- 日程第19 議案第63号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第74工区)
請負契約の締結
- 日程第20 議案第64号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第75工区)
請負契約の締結
- 日程第21 議案第65号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)

追加日程第1 地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会設置

平成29年9月14日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程に入ります前に議会に対しましてお詫びを申し上げます。

この度、議案第43号 鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例案の審議にあたりまして十分な説明責任を果たすことができず撤回に至りました。

このこと、また議案第43号の撤回に伴い関連して議案第47号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）も合わせて撤回することになりましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

さらに本9月の定例議会の運営におきまして、日程変更までしていただき、議長さんを始め各議員さんの皆様に多大なるご迷惑をお掛けいたしましたことに、心より重ねてお詫びを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

○議長 星 正彦君

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第44号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

附属機関設置条例の一部を改正ということで、鞍手町空き家対策流通促進協議会を新たに立ち上げるということですが、このメンバー、そして中身についてどういうふうな協議をしていくのかというのを詳しく教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず設置協議会の立ち上げの目的についてご説明いたします。

いま全国的にも空き家対策が課題となっています。定住促進による人口増加と地域の活性化を図るために、空き家対策のうち、特に空き家の利活用に着目して相談体制や流通促進等の手段や方法について整備するため、国土交通省の補助事業に取り組むことといたしました。

これに伴いまして、この附属機関を新たに設置するものであります。この附属機関の構成ですが9名以内としております。

まず不動産及び建築に関する専門的知識を有する方々ということで、宅建協会、それから建築技術者を想定しております。それから学識経験者といたしまして、建築学部若しくはデザイン学部等がある大学の先生を想定しております。それと学識経験者として司法書士さんを今想定しております。そして金融機関の方からも委員として出席していただくことを検討しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

具体的にどういうふうな利活用といたしますか、どこがどういうふうに調査して、その問題が上がってきて、ここはこういうふうに活用しようだとかというのはどういう手順になっているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今回のこの事業につきましては、先程も少し申し上げましたが、国土交通省の先駆的空き家対策モデル事業というのに取り組むようにしております。

これはどういうものかと申しますと、先駆的空き家対策モデル事業についてご説明をさせていただきます。

平成27年5月に施行されました空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行後、空き家対策の具体的な参考事例が十分でないことから、国土交通省が空き家対策の一層の促進を図るため官民が協力して取り組む事業等について先駆的に実施される取り組みを支援し、その成果を全国展開へ図ることがこの事業の目的とされています。

具体的には、本町が取り組む内容としましては、いま町内には220ぐらいの利活用ができる空き家がございます。空き家がございますが、これを更に魅力ある、今のままではなかなか空き家として流通しないところを、クリエイター等によって、このクリエイターには大学、クリエイターさん等が携わっていただきまして、魅力ある空き家の物件に変えていくと。そこに携わる、今度は改築するためには事業者さんがいらっしゃいます。

それからオーナーさんが、空き家の持ち主さんが、これを改築するには資金的なところも必要になります。そういうところの取り組みをマッチングするような仕組みづくりがこの協議会の目的となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それで委員を9名以内としていますが、主には不動産、建築関係、学識経験者等というふうな説明でしたが、例えば、町から誰が入るだとか、またいつものようにと言ったら申し訳ないのですが区長会代表だとか、いろいろな町民の代表、公募等もあると思いますが、その

辺はどういうふうに考えていますか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

その他の委員としましては、町からは副町長を想定させていただいております。それから公募委員ということのご質問があったと思いますが、今回この空き家対策モデル事業の協議会につきましては、専門分野の部分が多いので公募委員は想定はしておりません。それから区長さんのところですが、そこも想定しておりません。これには入っておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第45号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、端的に言うとゴミ袋の値下げということで出されています。まずその経過等について、10円という額について、どうしてそういうふうに決まったのかも含めて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

正副組合長会議におきまして、課長会においてゴミ袋の値下げの検討を行いなさいということで申し出がありましたので、課長会におきまして初めに近隣市町村のゴミ袋料金及び値下げ額を10円、20円の値下げ2件につきまして検討をいたしました。

検討する中で各市町村においてどのくらいの減収額が発生するかを基に検討いたしました。また平成19年8月、宮若市一般廃棄物処理運営協議会より、市長へゴミ袋価格を10円値下げするよう具申があったことを踏まえ、10円値下げすることと意志統一を行いました。

次に、10円値下げする元の料金を80円にするのか、現在の77.8円にするのかを検討を行いました。

課長会においては80円から10円を値下げして70円と消費税としましたが、正副組合長会議におきまして、現在の消費税込84円から10円値下げした消費税込の74円とすることとなりましたので、今回議案として提出しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私はこのことを何回も以前から質問させていただいていました。ようやく値下げになったということについてはよかったなというふうには思います。

ただ、これも以前から町長には申し上げていましたけれども、その時も宮若市から答申が出たというのもありましたが、10円値下げされても実感が湧かないから、最低でも半分にはしないと、この高すぎるゴミ袋料金、ずっと町民の方から不満が出ていますし、町外の方がこっちに来られても何で鞍手町はこんなに高いのですかというようなことも言われます。ですから、町長は正副組合長会議の中でどういうふうな発言、それから他の組合長等はどういうふうな発言をされて来たのか、町長がどういう頑張りをやったのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私が4年前に町長をさせていただいて、正副組合長に入らせていただいて、最初の頃は新人で先輩の首長さんが2人おられる中で、私も昔の議員当時からずっとゴミ袋が高いということをおもっておりますということの中では話をしておりました。

ただ、私も町長をさせていただいて1回目、2回目、3回目と役員会、議会に出席をさせていただいた経緯において、やはり大牟田の処理場の35年問題、そういった問題とか、RDFをどこに作った物を持っていけばいいのかとか、そういういろいろな諸々の経緯が分かってまいりますと、やっぱりいろいろな問題が山積しているのだなという思いでありますし、また宮若市1市2町でやっている室木の向こうにあります組合処理場ですね。あそこもなかなか宮若市の有吉市長さんの話、小竹の松尾町長さんの話等を聞きますと、あそこもあまり長居はできないというような話しも伺っております。またどこかの別の場所に建替えなければいけないのではないかという、そういう問題もあるのですよということも伺いました。そういう将来的なことを鑑みますと、やはりまたお金が掛かるのではないかという、そういう先輩の2人の首長さんの話を聞きまして、私もそうなのだなという思いで、やはり私としては何とか10円でも20円でも下げたい思いはあるのですが、知れば知るほど先行きいろいろなことがあるのだなということ鑑みますと、先輩皆さん方2人を前にしてあまりものが

言えない、向こうの方が先輩であり、いろいろなことが詳しいのでありますので、いろいろなことがあるという状況下でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長はゴミ袋を私も下げなくてはいけないと思うからとずっと言ってきていますというふうな経過をずっとお聞きはしていましたが、先程35年問題だとかを言われましたが、償還ももう終わったのかな。それで返すお金が返さなくてよくなったということで、その分を使って大幅にゴミ袋料金を下げることができるのではないかという、私は何度も言ってきたと思いますが、その点についての話だとか、何で10円なのか、その10円下げるのであればそれこそ宮若市で具申が出た時にすぐ協議して下げればよかったです。答申が出て何年も経ってようやく下がったのが10円というのがどうしても納得がいかないのです。その点、額についてどういうふうに考えているのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

大牟田の施設に関しましても最終的には建物が残るということで、あれの処分費でもかなりのお金が掛かるという試算が、最近そういった数字も出ておまして、そういったことを我々運営する側からすると、また次にお金が掛かる、その時にまた値上げというもの、そういったことも鑑みまして、まずはこの金額でということに協議をさせていただきました。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第46号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

水道料金が10%ほど上がっています。この10%上げるについての詳細と理由をお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

10%の改定の根拠ということで、第5次鞍手町総合計画鞍手町人口ビジョン将来計画の仮定値Eを基に、毎年の建設工事費を5千万で試算しております。

まず3つのパターンで試算しました。値下げをしない場合、このままでいきますと平成36年度までしか財政がもちません。改定率5%で試算した場合は、平成41年度までしか経営がもちません。

また、この内容としましては、平成35年度まで過年度損益留保資金で補填し、36年度からは未処分利益剰余金で補填しながら平成41年度までしか運営できず、平成53年度までの起債の償還があり、返済が不可能と判断しました。

3番目の改定率10%で試算した場合は、平成30年度以降から40年度までの間で約平均900万程度の黒字が出ますと予想されましたので、この3の10%の改定を利用しました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

根拠は分かりました。ただ提案説明では水道水質改善検討委員会の答申に基づきということだけでした。この10%の根拠は分かりましたが、10%といっても13ミリのところだけ10%で、あとも全部10%なんですか。なぜこういうふうにしたのか、その内訳を教えてください。額で言ったら大分変わってきます。13ミリでは100円上がり、75ミリで言えば千なんぼ上がるのですか。そういうふう to 上げ幅を変えたというのを、どういう経緯でそういうふうになったのか教えてください。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

一律10%の上げ幅にしています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第48号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第48号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第49号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第49号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第49号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第50号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第51号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

今回繰越にされていますが、この繰越の理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

一般質問でも答弁させていただきましたが、くらて病院の立替えに伴う基本設計につきましては、昨年11月11日の国のヒヤリングの段階で承認を受けておりましたが、その時点ではくらて病院整備基本構想の策定がまだできておりませんでした。

この基本構想を本年2月に作成いたしました。その時点では実施計画の着手につきましては、総務省の了承が得られておらず、最終的に実施計画の着手について了承を得たのが、県が総務省のヒヤリングを受けました本年5月24日の時点でした。そのような状況に加えて、5月31日に鞍手役場の庁舎等の建替えに伴う庁舎等建設検討委員会が設置されて、庁舎等の建替えについて本格的な検討が始まりましたが、その庁舎等の建替え候補地につきましては、くらて病院の移転候補地である町立野球場内に隣接して建てる案があったことから、同じ敷地内であれば交通の利便性や利用者の効率性を考慮した場合、病院のゾーニング等にも制約を受けることも考えられましたことから、庁舎等の建替え候補地の検討結果を待っていたという状況がございます。

そういう状況で全体的に作業が遅れたことによりまして、このくらて病院に貸付金及び負担金が年度内に終わることができないということでの繰越明許の設定をさせていただくものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

事情は聞きました。ただスケジュールでは平成29年度中に実施設計と開発申請、平成30年度から造成工事に取りかかるようになっていりましたが、この前の一般質問でもありましたが、私は新聞情報ですが、新しい理事長さんはお医者さんが辞めて、常勤の医師を確保するのが厳しいという意見が新聞に載っていました。

そのことから、新病院の建設というのはできるのですか。その辺をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

現在、新聞の情報では医師6名が3月、年度末には退職されるという状況。現在は新理事

長さんが新たな医師を捜されている状況というのがございますので、現在ではこの病院の建設につきましては、基本的にはまだなくなるということではないというふうに判断しております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の質問にも関連するのですが、いまはっきり確定したわけではないのですが、内科の常勤医師の方が6名お辞めになるというふうにはっきり表明をされていますので、来年3月以降、診療体制そのものがどうなるかも分かりませんし、ここで繰越明許になった理由は先程聞きましたが、その他にも診療体制が整わなければ整備基本構想どおりの収支計画だとか、返済計画の滞る可能性も高くなります。そういった意味からして、やはりここを繰越明許にただけでなく、やはり病院の診療体制、その他が整わない限りは実施設計を行わないという、これは病院側のことにもなると思いますので、これを執行するのは凍結する必要があるのではないかなというふうに思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まだ今の病院の状況ですと、不確定要素は多々あるとは思いますが。今岡崎議員がおっしゃったように、今後の経営がどうなるかということも、確かに6名の医師が退職されれば経営は悪化されるということは当然想定されるところでございます。

ただし、逆に6名の医師が確保されるということであるならば、これは当然この病院の建替えは進められるものだと思っております。

いまおっしゃいますように、かなり元々がタイトなスケジュールではございます。早急な病院の医師の確保が明らかになるのであれば、いま現在では、この事業は進めていくものだとは思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ですから次年度に一応は繰越すようになっていますが、病院の体制が整って、この整備基本構想どおりに今後も病院の運営がはっきりいけるということが分からないままに、現状の計画どおり基本設計なり自主設計をしていくということは、病院は作ったが中身が整わないという可能性もあります。そういった意味で、やはり中身がきちんと整ってからではないとできないのではないかなというのが私の考えです。ですから、そこは執行を一応見送ると、凍結しておくということが、はっきり病院の経営が安定するということが分かるまでは凍結する必要があるのではないかなという質問です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

病院におきましては、皆さん方にはご心配をおかけしております。ただ私としましては何とか、八代先生が私の所に来られて、来年の春で定年だからということでおっしゃっていました。

それはいいとして、残りの5人の先生方については、私は正直言いましてお会いもしていませんし、今後しっかりとお話をさせていただいて、そして鞍手町の医療のためにご尽力願いたいというお願いを今まさにやろうとしているところでございます。

病院の建替えにおきましては、当然のことながら、あそこは耐震化になっていないということを見ますと、先に進めていかなければいけないのではないかとということでこれを上げさせていただいた次第でございます。ご理解の程よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私もここを本当に心配しているのですが、医師が辞めた後で悪化するのではなく、今すでに患者さんを他の医院に紹介している状況もあるのです。内科医師がいなくなったら今の透析の患者さんは全部他のところに、今すでに移している、紹介しているような状況です。一度紹介すればその患者さんは戻って来ませんよ。とすれば、すでに今から、9月から経営は悪化の方向に向かっていっているのではないかなというふうに思います。

そういう状況を国の方が、新聞でも報道されていますが、やはり分かれば、今後の過疎債、病院事業債等も、国の方はそういう状況で起債が起こせるのかどうかというのがありますし、そこは早急に病院の健全運営に着手しないと、いまここで繰越明許で、いきなり実施設計をやったということをやっても、本当に、先程の質問議員が言いましたように箱物だけになってしまうのではないかとというふうに思いますが、この点についてはどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員の言われることは本当に私もごもつともだとそのように認識をいたしております。いくら町として先に進めたいという思いがあっても、国の方がお金を出して、過疎債や起債、いろいろな面において出していただけなければ合いませんということになるかと思えます。

ですが、私としては、先だってからずっと河野理事長先生とも話をさせていただいて、お医者さんの確保もよろしく願いますということで行っております。河野先生ともあれ

来連絡を何度かしたのですが、なかなかお忙しい身で、話し合いもお会いもすることができておりません。今日も連絡を入れさせてもらって、今日は何とかという具合にはなりそうですが、とにかく私としては全力投球でやっていきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第52号 平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第52号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第52号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第53号 平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

144頁と142頁ですが、私立保育所費が1億8,700万円、公立保育所が1億1,300万円決算として上がっています。ここ大体7千万強の差があるのですが、一般的に考えると公立保育所の方が予算的に掛かるのではないかなど。人件費等の兼ね合いもあって掛かるのではないかなどという気がするのですが、7千万程の開きがある理由はなんだったのか、公立と私立の園児というか、子どもさん達の数がどれぐらい違うのかも含めてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず、鞍手のあゆみ保育園とのぞみ保育園の合計が2, 246です。公立が延べで1, 876名となっております。これで基本的な差のものと考えております。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

144頁の私立保育所の下に、保育対策総合支援事業費補助金200万円とあります。これはどういうものなのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

これにつきましては。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時40分

再開 13時43分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

今、質問された岡崎邦博君の方から決算特別委員会での確に回答していただければいいということですのでよろしくお願いします。

他にありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

90頁に寄附金として200万円程執行されています。これはどこに対する寄附金かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

平成28年4月に発生いたしました熊本地震に対して、寄附金として200万円出しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

監査員の報告書からお尋ねしたいと思います。2頁になりますが、徳島町長になられてからここ計上収支比率が10ポイントほど上がっています。これはご承知のとおり財政状況を硬直化した数値として用いられていますが、10ポイントというのは非常に高い上昇率だと思いますが、この主な原因は何ですか。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時47分

再開 13時48分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

大きな要因につきましては、決算統計上の支出の分類には経常経費部分と臨時的経費で分類するようになっておりますが、10%上がった大きな要因としましては、病院に対する繰出金、例年、正確ではありませんが概ね3億ほどございます。この3億の内、今までは半分が経常経費、半分が臨時的経費ということで整理をさせていただいておりました。これにつきましては、県の方からいろいろアドバイスもありまして、これは本来は全部経常的経費に分類されることによりまして、この数字が悪化したということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それは何年度から経常経費に全てをするようにしたのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

すみません、細かい数字は資料がありませんので。数字としてこの表から判断しますと、悪化したのは25から26につきましては、大きく悪化していますのでこの辺りだと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

その後もずっと上がり続けています。28年度は95.50%ということで、かなり硬直化が進んでいるというふうに思います。この経常収支を上げる要因としては、さまざまあると思いますが、やはり単費として経常的に繰出していかないといけないものがカウントされているのではないかなというふうに私自身は思いますが。そういったことはないですか。

もう一つ、今回債務負担行為として、こども塾の分が3千万円ほど撤回ということでもなくなりましたが、債務負担行為が多くなるということも経常収支比率を上げる要因にはならないのか、この2つについてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まず債務負担行為を設定することによって、経常収支比率が悪化するということはございません。年々少しずつ上がってきているという要因は、正確に分析はできておりませんが、経常収支比率につきましては、そこに用語解説がございますように、財政構造の弾力性を判断すると。要は硬直化しているということは、決まったお金の支出が高くなっている、逆に言うと投資的経費の割合が少なくなっているというところがございますので、これはあくまで割合の問題ですので、投資的経費が仮に経常的経費がそのままであったとしても、投資的経費が増えることによってこの率は下がってまいりますので、一概にここは経常経費が確かに硬直化しているのは間違いございませんが、一概に額が増えているとか、そういうことではないと判断されます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次のところにいきます。一般会計の4頁です。ここ一時借入金等の動態表というのがあります。昨年までは一時借入金ということで、基金の繰替運用については起債がされていませんでしたが、28年度の決算からは基金の繰替運用まで起債をいただいています。これを見ますと21億程が一時借入又は基金の繰替運用をされているわけですね。ということは、先程のことと関連しますが、投資的経費をするほどの予算上、財政上の余裕がないというふうにも見られるのではないかなど。一時借入が起こること自体が、最低現金が逼迫して、不足して一時借入を一時的に起こすわけですから、財政上は厳しい状況を反映しているのではないかなどというふうには私は理解するのですが。となれば、なかなか投資的経費も取ることができなくて投資ができないと。そうしますと、最終的に経常経費の比率が高くなって、先程言うような経常収支比率が高くなるという財政状況にあるのではないかなどというふうに思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

一時借入金はあくまでもこの現金、支出に対しまして現金が不足するために一時借入を行うということでありますので、先程の全体的な経常経費とか投資的経費はあくまでも、今度は事業費だったり予算だったりしますので、そこは必ずしもこの一時借入が増えているからそこが悪化しているのではないかということは一概には言えないと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ただ、この一時借入を見ますと、28年の8月に2億7千万、28年の11月に5億と、

一時借入とはいいいながら3月31日までの借入なんですね。ですから、ここはずっと年度いっぱい借りているということですから、その一時的にショートしていると言うよりも基本的に不足しているのではないかなと。これを解消するためにオーバーナイトローンというのかどうかは分かりませんが、3月31日に直鞍農協から6億を借りて解消し、また4月1日に基金の繰替えてまた7億7千万ほど借りて、最後の出納閉鎖の5月31日まで借りているわけですね。その後、29年度はどうなっているかは後ほどお尋ねしますが、財政的に非常に厳しい運営状況を反映されているのではないかなという気がします、財政当局の課長にずっと答弁もいただいています、町長はどうお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

2頁の財政力指数をご覧いただいたら分かるかと思います。私が就任した時は0.43だったのですが、これは一般質問の中でも申したと思いますが、1以上になれば独立独歩で自治体がやっていけますよということになります。指数的には。

今議員さんが言われているところは、先程課長が答弁いたしました、私はこの町といたしましては、この財政力指数を見ていただいて分かりますように、0.46と0.03ポイント28年度では上昇いたしております。ということは、その分体力が、言うなれば交付税に対して体力がついてきているというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

最後になりますが、町長は財政力指数のことを言われますが、いくら財政力指数がよくても経常収支比率というのは、先程課長も言いましたように財政そのものが硬直化している、要するに経常支出が多くなっているわけですよ。だからいろいろな投資をしようと思ってもしにくくなっているのです。それは財政的には厳しくなっている。いくら力がついても財政的には厳しくなっているというのが、この経常収支比率から表れているのではないかなということです。ですから、いくらお金が入っても無駄にどんどんお金を使っていけばこの指数は厳しくなっていくのです。

とりあえず町の企業等も努力して、町税も1億数千万ほど増えていますし、確かに財政力指数は上がっているでしょう。しかしこれから先、経常的に使っていないといけないものがどんどん増えて、投資的経費をとる余裕がなくなれば鞍手町の財政状況は厳しくなるのですから、財政力指数と経常収支比率とを照らし合わせながら判断するというのは少し違うのではないかなという気がします、いかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

岡崎議員が申されましたように、この財政の判断する指標についてはいろいろな側面からその財政状況を判断する指数がございますので、これは財政力指数ですとか経常収支比率、また借金である実質公債費比率等、いろいろな側面からこの本来改善すべき数字に向けて財政は取組んでいくべきだと思います。これはいろいろな指数を見ながら健全な財政運営を行っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっております議案第53号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 13時58分

再開 14時15分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは報告をいたします。

委員長に久保田正之議員。

副委員長に田中二三輝議員。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第10 議案第54号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第54号は民生産業委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第55号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第55号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第56号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第57号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

調定額が2,352万6,446円、これに対し収入済額が55万160円ということで、それぞれの内訳を教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず、歳出側につきましては6名の方の歳入金額となっております。総額歳入は55万212円となっております。

なお、52円につきましては、前年度からの繰越で52円が入っているところでございます。回収金につきましては、元金回収金で46万3,486円、利子回収金につきましては、8万6,674円、合計55万160円となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

回収した分は6件で55万円程ということは分かるのですが、あと調定額の方についての内訳を教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

貸付につきまして、調定額が2,352万6,446円でございます。

貸付金額の個々の分といたしまして1人目が185万3,460円、もう一人は、住宅取得と住宅新築資金の2つございまして、取得資金が381万4,800円。住宅新築資金といたしまして699万3千円。次の方が住宅新築資金699万3千円。次の方は、住宅新築資金が699万3千円、宅地取得資金といたしまして381万4,800円です。次の方が住宅新築資金699万3千円、宅地取得資金といたしまして381万4,800円。

すみません、貸付の元を言いました。滞納分の調定額といたしまして最初から申し上げます。

1人目が106万3,373円。次の方が195万5,648円、同じ方が403万9,820円。次の方が81万2,102円。次の方が566万4,800円、同じ方で306万6,172円。続きまして別の方ですが、228万4,380円、同じ方で76万2,960円。これも同じ方で161万8,932円。もう一人が225万8,259円、合計が2,352万6,446円でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

収入済額も6人の方が返済されているということでもいいのですか。今の調定額でまだ滞納が残っている方も人数で言えば6人ということでもいいのですか。ということは、それぞれ全額額は別としましても、それぞれ全員が返しているということでもいいのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

おっしゃるとおり、額は違いますが納付されている状況でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第58号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第59号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第59号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第60号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第60号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は総務文教委員会に付託することに決定しま

した。

次に、日程第17 議案第61号 平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

27年度に比べて28年度の純利益が増えています。それに伴い収支比率も改善されているということになっていますが、その主な要因等を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

今回、増収の要因としましては、給水水量の増加と大口の商業施設の加入金等が増えたためでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、大口の加入金が増えたということで、それが昨年の純利益よりも大幅に上回ったということですか。給水人口自体は減っていると思いますが、しかし給水水量自体は増えているということで、今後もずっと増えていくということで考えてもよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

昨年は企業としても大口の企業さんが創業されて、実質1年間フルに使っていただきましたので、その分の水量が増加しております。今後はこのペースでいくと思います。人口自体は減りますが、このまま上がり続けることは考えづらいと思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

しかし、工場自体は大口ですから給水水量自体も大きなものだというふうに思います。人口がどのくらい減るのか、でも増やす予定で町長も頑張っているということで言えば、いま下げ止まりでV字回復に移行しようかというところで考えれば、こういうときだけ人口が減って水量も減ってというふうには考えるべきではないのではないかとこのように思います。先程の議案の中で水道料金を値上げし、改定するということになってはいますが、そこはぜひ考えていただきたい。見通しとして先程のお話で平成36年度までに上げない場合はそこまでしかもちませんよというようなお話でしたが、今後、インターの近くに、水道を使うかどうか分かりませんが、開発も進んでいます。そういった大口も増える見通しもある中で、水

道料金の改定というのも今後は、決算を見る限りではちょっと見直していただきたいというふうに思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

先だってからずっと私も水道に関しましては、私が町長をさせていただきましてからずっと収支をみております。今後も鞍手町の受給状況、いろいろなことを鑑みますと、僕はまだまだ増えるのではないかなと予測はいたしております。

北九州市と広域連携という提携をやっておりまして、北九州を入れて近隣の17市町で連携協定というのをやっているのですが、政府の方の考えは、要は政令都市のみだけよくなるということは駄目だよと。その政令都市に付随している、近隣の市町村もひっくるめてしっかりと連携を取りながら発展の道を望んでいるというのが政府の見解でございます。いま北九州市ともいろいろと協議をいたしております。将来的にはどちらが町民のために水道料金を安くできるのかということも鑑みながら、北九州市さんとも話をさせていただいているような状況でございます。これが上手くいけばおそらく、北九州市は逆に水が余っているような状況だということをお伺いしていますので、それがもしパイプライン等で上手くなれば経費の削減もできるのではないかとそのようなことも考えてやっているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第62号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区分管渠築造工事(第73工区)請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

資料の地図ですが、工事箇所についてお伺いします。

おそらく産業道路と村内の中だと思っておりますが、村内に飛んでいる理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

一部池の横でございまして、縦断的に推進工事をしなくては管路が乗らないために一部推進工事に変えました。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そうしますと、このトンネル部分と今回の本管の部分というのが繋がる工事というふうに理解していいのですか。それとも池の脇の部分だけというのは、何らかの形の先行してないと工事が上手く進まないから、これだけ先にするというふうに考えるのですか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

この部分だけ横断水路になりますので、地下を工事しますので、この部分だけ推進工事で、残りの部分は開削で接続します。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第62号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第63号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第74工区)請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第63号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第64号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第75工区)請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第64号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第65号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第21 議案第65号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算第3号につきまして提案説明を申し上げます。

本補正予算の主なものは、歳出では、2款総務費において庁舎等建替えの移転候補地となる中央公民館周辺の測量業務委託料及び移転候補地内にある小牧墓所の改装のための業務委託料を追加するほか、国土交通省の補助事業の先駆的空き家対策モデル事業の関係事業費などを追加しております。

3款 民生費においては、平成28年度分の簡素な給付措置・年金生活者等支援臨時福祉給付事業費に係る国庫支出金の余剰分の返還金などを追加しております。

8款 土木費においては、橋梁維持管理事業の工事請負費において当初予算時の積算誤りが判明したことから、再見積りに伴う追加補正などを行っております。

10款 教育費では、剣南小学校及び剣北小学校の屋上防水工事で工法の変更に伴う予算の追加などを行っております。

一方、歳入では10款 地方交付税のうち普通交付税の決定により追加補正するほか、事業費予算の増減に伴う14款 国庫支出金及び15款 県支出金の増減補正を、さらに19款 繰越金については、平成28年度決算に伴う本年度への繰越金の確定により追加補正しております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ8,983万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ73億3,759万2千円としております。

以上が、日程第21 議案第65号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の18頁をお開き下さい。

1 款 議会費及び2 款 総務費について、1 8 頁から2 7 頁まで質疑はありませんか。
宇田川亮君。

○4 番 宇田川 亮君

2 3 頁、先ほど附属機関設置条例のところでも少しお伺いしましたが、委託料で先駆的空き家対策モデル事業委託料というふうになっています。

これについては、どういった所にどういう委託をやるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この委託料につきましては、業務内容といたしましては空き家流通マニュアルの素案作り、それから空き家問題の課題についての考察、全国の空き家流通の事例等の収集、そして空き家の相談体制及びクリエイターバンクなどの構築の素案の作成などの業務を委託するという事で、プロポーザル方式で業者を選定したいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4 番 宇田川 亮君

それを先に委託で流通マニュアル等を作っていていただいて、それを先程言ってます協議会で審議するという形になるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まず、この委託業者を先に選考いたしまして、その提案とともにこの協議会の方でいろいろご意見をいただきながら最終的に素案を作成するという進め方を考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4 番 宇田川 亮君

それでこういったマニュアルを揉んでもらってできましたと。それからやっと空き家の活用をやっていくということになっていくのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今回のこの国土交通省の補助事業である先駆的空き家対策モデル事業につきましては、これは全くのソフト事業でございます。

ハード事業に予算はできませんので、あくまでもこれは仕組みづくりのところになっております。そして本年度中にこの仕組みづくりを作って来年度以降、この仕組みに沿っている

いろな空き家の利活用、部屋のクリエイターによる改修、魅力ある空き家にして、それを流通するような流れを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

同じ23頁の庁舎等建設費のことですが、25頁まで係ってくるのですが、委託料で設計測量委託料、業務委託料等それぞれ410万、400万というふうに上がっていますが、これはどこをどういうふうに測量するとかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

設計測量委託料の410万につきましては、庁舎等建設の候補地が中央公民館北側を今のところ候補地と予定しております。その関係におきまして文化体育総合施設内の現況測量を実施するために設計測量委託料を上げております。

業務委託料の400万につきましては、その候補地の中に墓所が存在しております。その中で墓所の移転費用の概算の費用を出すための墓石調査を行ってもらうことと、所有者に個別に説明していただきまして、合意契約交渉までしてもらうような業務委託料として400万上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

一応まだ候補地というふうに言われましたが、これはまた庁舎等建設委員会、正式名称を忘れてましたが、そこでもまだ候補地の段階だというふうに思うのですが、これは決定してから測量を行うのか、それとも先に測量して、その後に決定するのかどちらなのでしょう。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

庁舎等の建設の検討委員会は次回を一応9月末か10月の上旬と考えております。その時に候補地としての答申をいただく方向に今のところはなっています。答申をいただいた後に、今回上げております委託料関係を執行していきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、28頁から37頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

31頁、先程提案説明でもありました簡素な給付措置年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費のところ、この中身について何件、どのくらいとかというのが分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

ここにつきましては、年金生活者等の福祉給付金事業での高齢者給付と障害者遺族年金給付向け給付金が2,742万円。臨時給付金経済対策分といたしまして9万3千円、その臨時給付金事業費が50万2千円と、その事業費が13万円となっております。

その1人あたりの高齢者向けの給付金につきましては3万円で行いました。その支給決定者の人数は1,982名で行いました。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この返還金との関係はどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

返還金につきましては、先程申しました高齢者向けの臨時給付金につきましては、平成28年3月からの給付であったことから、28年度へ明許繰越としております。このことから補正することができなかったことが主な要因となっております。

当初この対象者を3千人と見込んでおりましたが、実際の支給額は1,982名であったということが主な要因でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

当初3千人を見込んであって、実際支給するのは1,982人という、その対象者自体が見込よりも少なかったのか、それとも貰えていない方が、もしかしているのか、どちらなのでしょう。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

今申し上げたのは簡素な給付金の対象が、当初予算が3,700名のところが3,069名でありました。その他に障害遺族年金が当初予算が260人と実質が。すみません。なぜ減ったのかというご質問に対して高齢者向けの対象人数の把握のため、当初見込んでいたの

が電算改修の対応が間に合わずに、エクセルデータベースで対応しました。その結果2,500名程度が見込まれておりましたが、その見込み漏れが生じるおそれがございましたので、明許繰越では補正対応が必要なため3千人と見込んだものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

当初の見込みが3千人と先程言われたのですよ。給付が1,982人と言われましたね。私が聞いたのは元々の見込み違いなのか、もらえていない人が出ているのかというのを聞いているのです。もらう対象者であっても、もらえていない方がいるのかなということですよ。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

見込みが過大であったということでございます。

先程申しましたとおり、明許繰越のために補正対応ができないため、多く見込んだことから、見込み誤りになってしまったという状況でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今のところですが、見込み違いだったというようなことですが、これは支給の対象になった方でも、実はもらい損ねて、それで返還になってしまったという方がいるかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

その数については把握はできておりませんが、対応としまして給付の期間を延長して対応してまいりました。8月締めのところを12月までの締めとして期間を延長して受け付けることをしております。そして、まだ来ていない方につきましては、再度の通知を差し上げて、手続きをしていただけるようお願いしています。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時58分

再開 14時15分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の質問に対して福祉人権課長から答弁をさせます。

○福祉人権課長 石井 通稔君

遅れまして申し訳ございませんでした。

町といたしましては、期間を延長して申請の受付行っておりますので、先程の数字が申請件数と考えております。これにつきましては、本人の申し出によって申請されるべきものがありますから、漏れはないというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

課長、先程の質問は給付金の対象者になっている方がもらっていない人もおられるのではないかと質問ですよ。今の質問ではないと思います。

そこだけ答えればいいではないですか。おられるわけでしょう。

○福祉人権課長 石井 通稔君

申請をされていないということは、もらっていないというふうに考えておられるようですが、町といたしましては申請がない以上はもらっていない方がおられないというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

分かりました。

29頁、国民健康保険特別会計の繰出金が1,240万円ほど上がっていますが、これは法定外の繰出になっているのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

今回の繰出金につきましては、法定繰出金が332万6千円、法定外繰出金が912万8千円となっております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

33頁、保育所費公立分の委託料、町有財産確定の測量委託料というものが出ていますが、これがどこに当たるのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

この町有財産確定測量委託料につきましては、西川第1保育所の敷地の買収未登記部分があったことから確定測量をいたすこととしております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

室木方面にある敷地の一部が買収漏れということですか。それとも、これから売るから測量するのか、その辺をもう一度教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

昭和50年代にすでに買収済みでございました。この時に買収用地が未登記であったということが判明いたしました。ここで判明したものですから用地を確定測量して文筆登記を行うものとしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

31頁の自動車改造助成費と自動車運転免許取得助成費、これの説明をしていただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず自動車改造助成費につきましてお答えいたします。

当該事業におきまして、当年度当初1件の申請を見込んでおりましたが、すでに1件の申請がございまして、それに対応しているものでございます。

自動車運転免許取得費につきましては、当初1件の申請を見込んでおりましたが、既に1件の申請がありましたので、今後の申請に対応するものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

件数とかも必要ですが、どういう内容でやっているのかというところを聞きたいので教えて下さいということです。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

すみませんでした。

まず自動車改造費につきましては、その方のケースによって違いますが、手が不自由な方についてはハンドルを片手で回せるようなものとか、そういったものでございます。

そういう方々が自動車の運転免許を取得する際に助成するものでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

35頁の災害救助費、罹災者救助寝具費、見舞金等が出ていますが、これはどこにどういふふうに出すの予定なのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

災害見舞金につきましては、今後の火災に発生するものに対応するものとして8万円を計上しているものでございます。

罹災者救済寝具につきましては、今後発生した場合において5セットを用意するものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これはどこにストックしておくのか、先程見舞金については火災と言われましたが、火災のみなのか、例えば水害があつて避難しますね。避難所では寝具などを置いていないところがたくさんありますから、そこにストックする予定なのか、それとも先程火災と言われたので、火事で自分の家が燃えたときに見舞金をそちらに渡すという。寝具はよく分かりませんので、もう少し具体的に教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

たまたま今回火災がございましたので火災と言ってしまいましたが、風水害のことです。そして寝具はどこにというお尋ねですが、これは一部ストックしている分がありますが、布団店の方に急ぎ頼む場合もございます。布団の場合につきましては、火災が起こった際に布団店の方にストックしていただいて、すぐに頼むということにしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

起こった場合のことを見込んで予算立てをしているということなのですね。これは福祉人権課のところまで上がっているのですがそれでいいのですか。例えば災害云々と他にありますが福祉だけなのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先程私が勘違いしておりまして、風水害と申しましたが火事のことです。申し訳ございませんでした。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

私は要旨が掴めていなかったものですみません。すでに火災が起こりまして、具体的に申しますと6月13日に木月と7月21日に古門で火災が起こりました。この時にすでに見舞金と寝具を支給しておりまして、今後の対応ために不足が出てはいけないので、それを準備するものでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、38頁から47頁まで質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

提案説明にありました8款の土木費の橋梁維持管理事業の工事費における積算の誤りが判明というのが、先にいただいていた予算書で言うと45頁のところに掲げてある、これが橋梁維持管理費に該当するのだと思うのですが、これに伴う道路維持管理事業費との関連があるのか、それともこの道路維持管理費はまた別の工事なのか、その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

まず道路維持管理費の事業と橋梁維持管理費の事業は別の事業になります。

それで橋梁維持管理費事業の中で工事請負費、今回563万6千円を追加で上げさせていただいていますが、再積算をしてこの追加補正をしているわけですが、当初の積算に誤りが1ありましたので、そこについてご説明申し上げます。

この工事請負費の追加補正については要因としては2つあります。

1つは、先程から申しておりますような積算上の誤りでございます。それは職員が当初予算計上時の設計を行う時に使用しました諸経費区分の率、これを誤っていたということによるものでございます。各地で橋梁工事など入札不調が頻発しているということから、修繕金額の増高を図る目的で昨年の6月頃に橋梁保全工事の諸経費区分というのが新たに設けられ

ていたと、そのことに気がつかずに従前使っていた河川道路構造物工事の諸経費区分というものを、何の疑いもなくその率を使って設計したために誤った金額で当初計上していたと。それが今年度の実施にあたりまして、建設技術情報センターの方に詳細設計をお願いしまして行っていただく途中で判明いたしまして、今回の補正に至りました。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の質問のところですが、これはどこの橋になるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

西区用地の入口と言ったらいいのでしょうか、新川に掛かっている石飛橋というのが猪倉と西区の間の繋ぐところですよ。その橋と道中前橋、西川から橋を渡って県道の方に出るときに渡る10メートルぐらいの橋が途中にあるのですが、その2つの橋にかかるものでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費及び10款 教育費について、46頁から53頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

53頁の学校給食センター管理費で1千円上がっています。これは57頁の債務負担行為のところ、学校給食業務委託料の9千万との絡みがあるのかなというふうに思っておりますが、この中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この千円は債務負担行為決議とは関係はございません。この金額につきましては、鞍手地区の学校給食会というのがございまして、これの負担金に変更がございましたので千円増額させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

49頁、小学校施設整備費で252万ほど上がっています。先程の提案説明では剣南小学校及び剣北小学校の屋上防水工事工法の変更に伴う予算の追加というふうにあります。どのような工法の変更があつての追加になりますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

剣南小学校及び剣北小学校の屋上防水工事につきましては、当初建設当時のアスファルト防水工事を予定しておりましたが、両校とも雨漏り等が非常にひどい状況にありますことと、鉄筋コンクリート造りでありますので、雨水の浸水箇所が、内側の教室の中は落ちているところは分かるのですが、どこから水が浸入しているかというのがなかなか特定できませんので、より防水性の高い、そして強度の強い塩ビシート防水への工法の変更をしたものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは入札を見てもみますと5月17日にすでに入札は終わっていますが、その際も工法の変更による入札を行っているのかどうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

入札が終わっておりますのは剣北小学校の方のみ行っております。南小学校については、この議決後に行う予定にしております。以上です。

○11番 岡崎 邦博君

工法変更でしたのですか。

○教育課長 筒井 英和君

工法の変更をして行っております。当初予算で設計した後に、いろいろ雨漏り等の状況がひどいということで見直しを技師と協議しまして変えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

当初予算上は剣北、南合わせて1,600万円ほどで予算を計上してましたから、こういうこともあろうかとは思いますが、普通ならやはり入札する前に工法の変更が当然あつての入札になるわけですから、補正を行った後に工事を行うというのが手順ではないかなと思います。その辺はいかがですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

ご指摘されているところもございますが、一応金額的には工事の議決5千万以下でございましたので、この北小の方につきまして先にさせていただいたということで、今後そういうところも気を付けて行っていきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から17頁について質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

15頁、財政調整基金が3,800万円ほど減額になっています。これは関連ということで申し訳ないのですが、先程の決算の中でお尋ねしました繰替え運用について、財調を繰替え運用しているということが現状あるかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

財政調整基金からの繰替え運用はございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

繰替え運用があるということですが、いつからいつまでの期間、金額はいくらかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

会計課長。

○会計課長 櫻井 順子君

お答えいたします。

平成29年度は8月25日から、予定では30年の3月31日まで2億7,207万8,860円、それと29年の8月28日から同じく30年の3月31日までの予定で2億の、合計4億7,207万8,860円をいま繰替え運用しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

28年度の決算の中でもお尋ねしましたが、やはりこの時期に同じような金額、まあ28年度よりも2億ほど多くなっています。やはり財政が、この繰替え運用をしないとどうしても歳計現金が不足するということであれば、これはひっ迫しているというふうに判断されても仕方がないのではないかなと思います。

特に期間としては3月31日までを予定としているということは、この分が財政調整基金を取り崩して、おそらくはすべきことではないかなと、繰替えというよりも取り崩して会計上整理すべきことではないかなというふうに思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

先程も少しご説明したかと思いますが、この繰替え運用、一時借入金につきましては、あくまでも現金の不足に伴う運用でございます。現金が不足するということは、例えば、交付税の入るタイミングが4月、9月、11月、それから税の収納につきましては、それぞれの納期のタイミングがございまして、あくまでも予算上は、歳入歳出は整っております。ただ現金がそのタイミングで、他の歳出に対して現金が不足する場合について、この一時借入金の制度を使って運用しているというところでございますので、岡崎議員がおっしゃいますように財政が悪化しているというようなことではないということです。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

先ほど、歳出の橋梁のところ解答いたしました中で、石飛橋と申し上げたのは石ヶ崎橋と勘違いしておりましたので訂正させていただきます。

○議長 星 正彦君

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程少し触れたのですが、57頁の債務負担行為で学校給食業務委託料の9千万という限度額が設定されていますが、これはどういうふうに考えているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

これは行政報告で教育長が報告していただいたとおり、平成30年度から学校給食業務の一部を民間委託する予定にいたしておりますので、委託を考えております調理業務、配送業務、その他、衛生管理業務等の諸費用の3年間分を9千万円の限度額と定めて計上させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

とすれば3年間分ということは3で割ったら単純に1年間3千万円を見込んでいると、限度として。いままでの給食センターで調理、衛生管理、運搬もやっていますが、それがいま年間どのくらいの費用が掛かっているのか分ければ教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

いま言われましたところにつきましては、1,790万程度が賃金として出しております。失礼しました、いま言いましたところの部分全てで2,254万9千円程度でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第65号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

この際動議を提出いたします。

平成29年8月30日付けで提出された病院運営に関する嘆願書の記載内容及び、本9月議会一般質問における町長の答弁内容等を重視し、地方独立行政法人くらはて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置を望みます。

○議長 星 正彦君

(「賛成」の発言あり)

只今、田中二三輝君から地方独立行政法人くらはて病院運営の正常化に関する調査特別委員会を設置されたいとの動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成者がありますので成立しました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに可決されました。

追加日程第1 地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置を議題とします。

設置理由の説明を求めます。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

地方独立行政法人くらて病院は、鞍手町の地域医療の要であることはご承知のことと存じます。また、利用者は鞍手町の町民並びに周辺自治体の住民の方々に及んでおります。さらに、くらて病院に関しては現在、新病院建設に向け取り組んでいるところです。

今回、提出された嘆願書に関し、提出者の表記の件について問題視している方がおられることは承知しております。しかしながら、くらて病院の存続並びに医療スタッフの危機的状況が記載されている地方独立行政法人くらて病院職員一同様より、平成29年8月30日付けで鞍手町議会議長宛てに提出された病院運営に関する嘆願書、記載内容の重要性を鑑み、議会として放置すべきではなく、積極的に取り組むべき重要課題だと考えます。

また、先の9月11日に行われた一般質問の時の、この件に関する町長の答弁内容等についても慎重に取り扱うべき発言であると思えます。さらに、担当医の退職等を通達された利用者の多くが不安な日々を送っていることが最も重要な問題であると受け止めております。したがって、この嘆願書記載内容の事実関係を早急に明らかにし、起因となった問題点の改善解消に努めるとともに、地域医療を守るための病院運営の正常化に関する地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置を望むものです。

なお、地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の委員は、提出された嘆願書記載内容の重要性と利用者への影響の大きさを鑑み、議長を含む全議員とする。設置期間は、本件事案の調査が完結するまでの間とする。

以上、提出理由といたします。

議員各位のご理解を求めるところです。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置について採決します。

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会を設置することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会を設置することは可決されました。

この際、休会についてお諮りします。

明日15日から20日までの6日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日15日から20日までの6日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 15時33分